資料３

令和７年度認定調査従事者現任者研修

認定調査実践方法

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

認定調査実践方法で学習すること

▶一次判定への影響が大きい５項目

・調査項目の定義

・選択時のポイント、注意点 等

・特記事項の記載例

▶審査会事務局からの伝達事項

一次判定への
影響が大きい５項目とは

- 1-1 麻痺（左下肢、右下肢）
- 1-5 座位保持
- 2-1 移乗
- 2-2 移動
- 3-4 短期記憶

これらの選択項目は
選択に偏りがある場合
一次判定に影響が出やすいので
特に注意して認定調査を
行いましょう！

なぜ一次判定への影響が大きいのか

樹形モデルの上位に位置している選択項目ほど
介護に要する時間に与える影響が大きい。

5項目は、樹形モデルの中でも
上位の分岐に位置している傾向にある。

そのため、5項目については
調査対象者の状況を正確に評価できるよう
特に注意する必要がある。

調査における共通事項

確認方法

確認動作を
行ってもらう
のが**基本！**

1 実際に動作を行ってもらう

実際に行ってもらった状況と日頃の状況が異なる場合、**調査日から大体１週間の状況**を、**より頻回な状況**に基づき選択し、**選択根拠を特記事項に記載**する。

2 聞き取りにより確認

実際に行ってもらえなかった場合、その理由や状況について、**調査日から大体１週間の状況**を、**より頻回な状況**に基づき選択し、**特記事項にも具体的に記載**する。

どちらの場合も特記事項への記載が重要！

特記事項の重要ポイント

要介護認定の**二次判定**では、**一次判定では加味されていない**
具体的な介護の手間の多少が重視される

＼ そのため… ／

選択根拠 **手間** **頻度** を **具体的に** 記載することが重要

- 実際にどのような**介護の手間**が発生しているか
- 数量を用いて**介護の手間が発生している頻度**について
- 介護認定審査会が適正に判定できるよう**具体的に記載**

※**記載する内容が選択基準に含まれていない**ことであっても、**介護の手間に関する内容**であれば、**最も関係すると思われる項目の特記事項に記載する**ことができる。

特記事項の重要ポイント

記載例

例：（2-2）移動（介助の方法）

具体的な
介護の手間の
記載がない

NG

（2-2）本人が場所の理解ができず、介助者の**付き添い**により移動している。**ときどき**抵抗があり、なだめるのに**時間を要している**。

「ときどき」「頻繁に」
は具体性がない

どのくらい時間を
要しているか？

OK

（2-2）現在、入所中であり、場所の理解ができず、**排泄、食堂、入浴等、生活のすべての場面**で**手を引いて案内**する必要があるため、**「一部介助」を選択する。週２回**、手引きをしても抵抗し、なだめるまでに**10分程度**かかることが発生しており手間がかかっている。

1-1 麻痺（左下肢、右下肢）

＼麻痺とは／

神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により、**筋肉を自由に動かすことができなくなった**状態をさす。

- 冷感やしびれ感等の**感覚障害は含まない**。
- **介護用品等や器具類**を使用している場合は、**使用している状態で選択**する。
- 加齢による筋力低下、意識障害、パーキンソン病等による不随意な動き、関節に著しい可動域制限がある場合等により**目的とする確認動作が行えない場合を含む**。

1-1 麻痺（左下肢、右下肢）

調査時の注意点

1 静止した状態で保持できるかどうかで判断

床に対して水平に足を持ち上げられるか確認する。

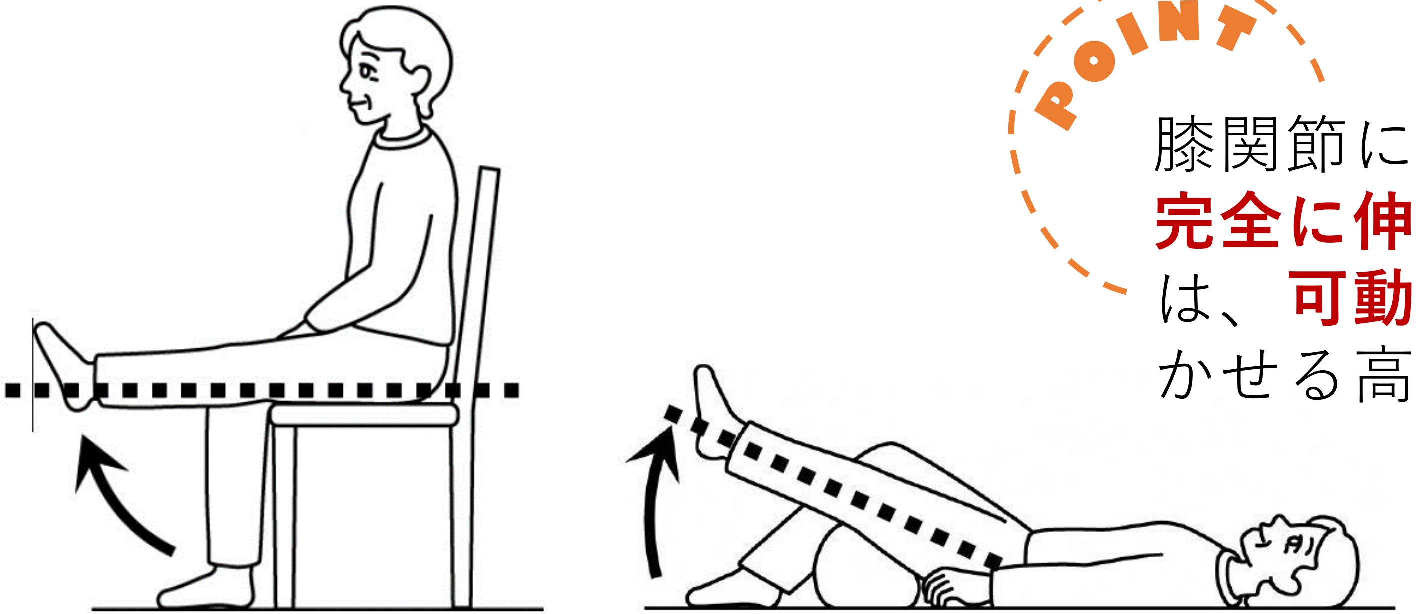

（認定調査員テキスト2009改訂版より抜粋）

POINT

膝関節に拘縮がある等により、**膝関節を完全に伸ばすこと自体が困難**である場合は、**可動域制限のない範囲内で最大限**動かせる高さまで持ち上げることができ、**静止及び保持**できれば**「なし」**、できなければ**「あり」**とする。

1-1 麻痺（左下肢、右下肢）

調査時の注意点

2 日頃の状況を聞き取る場合は？

ベッド上での足の動き等、**日常生活での下肢の動き**について聞き取りを行い、**具体的に特記事項に記載**する。

3 どの程度静止していればよいのか

具体的な秒数についての定めはない。確認動作ができていると**調査員が確認できれば「麻痺なし」**と考える。

4 調査対象者の手足が震えている場合等

静止した状態を保持できているか**明確に判断できない場合**、調査員の判断により選択し、**特記事項に状況や判断理由等を記載**。

1-1 麻痺（左下肢、右下肢）

調査時の注意点

5 「その他（四肢の欠損）」の選択基準

- **上肢・下肢以外に麻痺がある場合**に選択し、特記事項に麻痺がある個所を具体的に記載する。
- **四肢の欠損**によって確認動作が行えない場合は、「その他（四肢の欠損）」を選択し、欠損している部分も選択する。

  例：右上肢が完全に欠損している場合
  「その他（四肢の欠損）」「右上肢」を選択する。

1-2 拘縮の有無 についても同じように考える。

1-5 座位保持

＼座位保持とは／

背もたれがない状態で座位の状態を**10分間程度保持**できるかどうかの能力をさす。

- 寝た状態から座位に至るまでの行為は含まない。
- **いすに座る機会がない**場合は、**畳上の座位、洋式トイレ等の座位の状態で選択**する。
- **福祉用具**（義足や車いす等）や**器具類を使用している場合**は、**使用している状態で選択**する。

1-5 座位保持

選択基準のポイント

1 できる

下肢の欠損等があるが**日常的に補装具を装着**しており座位保持ができる場合はできるを選択。

2 自分の手で支えればできる

背もたれは必要ないが、手すり等を自分の手で支える必要がある。**支えには自分の体の一部**を含む。

3 支えてもらえればできる

背もたれや介護者の手がないと座位保持できない場合や、**上体が後ろに傾かないように支えが必要な場合**をいう。

4 できない

背もたれを用いても座位が保持できない場合や、**長期間水平体位**しかとっていない場合等をいう。

1-5 座位保持

特記事項の記載例

「支え」とは、
介護者の支えだけ
でなくクッション等
によりかかることも
含まれる。

NG

（1-5）日常的に**背もたれやクッション**に一人でよりかかって座っているため**「できる」を選択**する。

＼応用例／

OK

（1-5）一人で座位保持するためにいすやソファーの背もたれ、クッション等を背中に差し入れる必要があるため「支えてもらえればできる」を選択する。

車いすを使用している場合であっても、背もたれを体の支えとしていない場合については、座位保持が「できる」を選択する。
車いすの使用も含めて、本人の状況の記載が必要！

1-5 座位保持

特記事項の記載例

調査時と日頃の状況が異なるケース。両方の状況を総合的に加味して評価する。

NG

（1-5）**起床時のみ**、家族の支えにより「支えてもらえばできる」の状態になる、との話により**「支えてもらえばできる」を選択**する。

OK

（1-5）**調査時は背もたれがない椅子に支えなく「座位保持」できていた。**家族の話では**起床時のみ**「支えてもらえばできる」の状態になるが、**より頻回な状況に基づき**「できる」を選択する。

・調査時の状況
・家族からの聞き取り

両方の状況から判断し、**より頻回な状況に基づき**選択し、具体的に記載する。

2-1 移乗

＼移乗とは／

でん部を移動させ、**いす等へ乗り移る**行為をさす。

例：ベッドから車いすへ、車いすからいすへ 等

- 清拭・じょくそう予防等を目的とした**体位交換等も含まれる**。
- 在宅で畳中心の生活であり、**いす等を使用していない場合**で、**両手をついて腰を浮かせる行為自体だけ**では**移乗に該当しない**。
- ベッドサイドの両脇に取り付けられた移乗バー等の**福祉用具や器具類を使用している場合**は、**使用している状況で選択**する。

2-1 移乗

選択基準のポイント

見守り等と一部介助の違いは？

介助者が本人の体に触れ、移乗行為の一部に介助が行われているかどうかで判断する。

- **見守り等**：ベッドから車いすに移乗する際、**介護者が本人の体に直接触れず**、動作にあわせて車いすをお尻の下に差し入れている場合
- **一部介助**：**自力で移乗できない**ために、介護者が手を添える、体を支える等、**移乗行為の一部に介助が行われている**場合

2-1 移乗

特記事項の記載例

なぜ、どのくらい
といった**具体的な**
記載がなく**発生しうる**
介護の手間が
伝わりづらい。

NG

（2-1）寝たきりであり、移乗の機会が全くないため**「介助されていない」を選択**する。

OK

（2-1）医学的理由から、**一週間以上に渡り**移乗の機会が全くないが、四肢ともに筋力低下が顕著であり、**ストレッチャーからの移乗には全面的な介助を行うことが適切と判断**したため「**全介助**」を選択する。

移乗の機会が全くない場合は、
認定調査テキストの
（1）調査項目の定義で
規定されるような行為が
生じた場合を想定して
適切な介助の方法を
選択した理由とともに
記載する。

2-2 移動

＼移動とは／

日常生活において、食事や排せつ、入浴等で、**必要な場所への移動**にあたって、**見守りや介助が行われているか**で選択する。

- **移動の手段は問わない。**

  例：**義足や装具等を装着**している場合や、**車いす・歩行器等を使用**している場合は、**その状況において評価**する。

  車いす等を使用している場合は**移乗した後の移動について評価**する。
- **外出行為に関しては評価しない。**（2-12 外出頻度の項目で評価する）

2-2 移動

特記事項の記載例

「認知症で」のみでは本人の具体的な状況が伝わらない

NG

（2-2）**認知症で**全介助を受けている

OK

（2-2）**トイレや洗面所の場所を理解していない**ことと、**上下肢筋力の低下から転倒の危険性が高い**ので、**車いすを使用して介助者に操作してもらっている**ことから、「全介助」を選択する。

・本人の状況（認知の状況）
・選択した理由
・実際に行われている介助

上記について具体的に記載されている。

2-2 移動

特記事項の記載例

不適切と判断した根拠について記載されていない

NG

（2-2）独居のため、怪我が多く**不適切な状況と判断し**「２（見守り等）」

OK

（2-2）独居のため**1人で移動している**が、**タンス等にぶつかりながら歩いている為、打ち身等の怪我が多い。常時声掛けが必要な状況と判断し**「２（見守り等）」

介助されていない状況が不適切であると判断した根拠について、本人の状況も含めて具体的に記載されている。

3-4 短期記憶

＼短期記憶とは／

面接調査の直前に何をしていたか、
思い出せるかどうかをさす。
※上記質問で確認が難しい場合、**三点テスト**を行い、回答できるかどうかで評価する。

- **日頃の状況と面接当日の状況が異なる場合も多々ある**ので、必要に応じて**家族や介護者からの聞き取り**も適切に行ったうえで選択する。

3-4 短期記憶

特記事項の記載例

NG

（3-4）**家族の話では物忘れがひどい**とのことであったが、調査当日の昼食で何を食べたか答えることができたので、**「できる」を選択**した。

具体的にどの程度物忘れがあるのか、より詳細な記載が必要。

OK

（2-2）**調査当日の昼食で何を食べたかまで答えることができた**が、**家族の話では日頃は物忘れがひどく、直前のことも覚えていないことがある**とのことから、**より頻回な状況に基づき**「できない」を選択する。

調査時の状況と日頃の状況が異なるケース。より頻回な状況に基づき選択する。

物忘れの具体的な状況について記載されている。